

4 循環型社会の推進（柱4）

－ 資源の効率的活用と廃棄物の適正処理 －

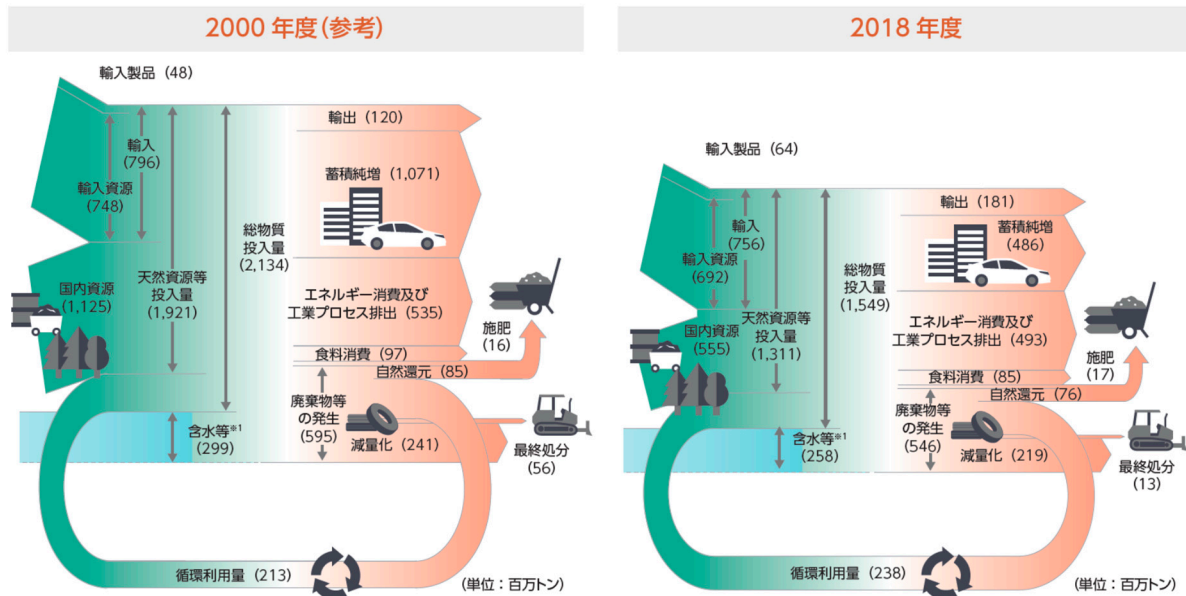


目指す姿

- 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

現状・課題

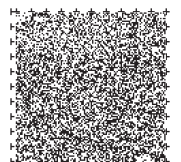
国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）



(注)含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)

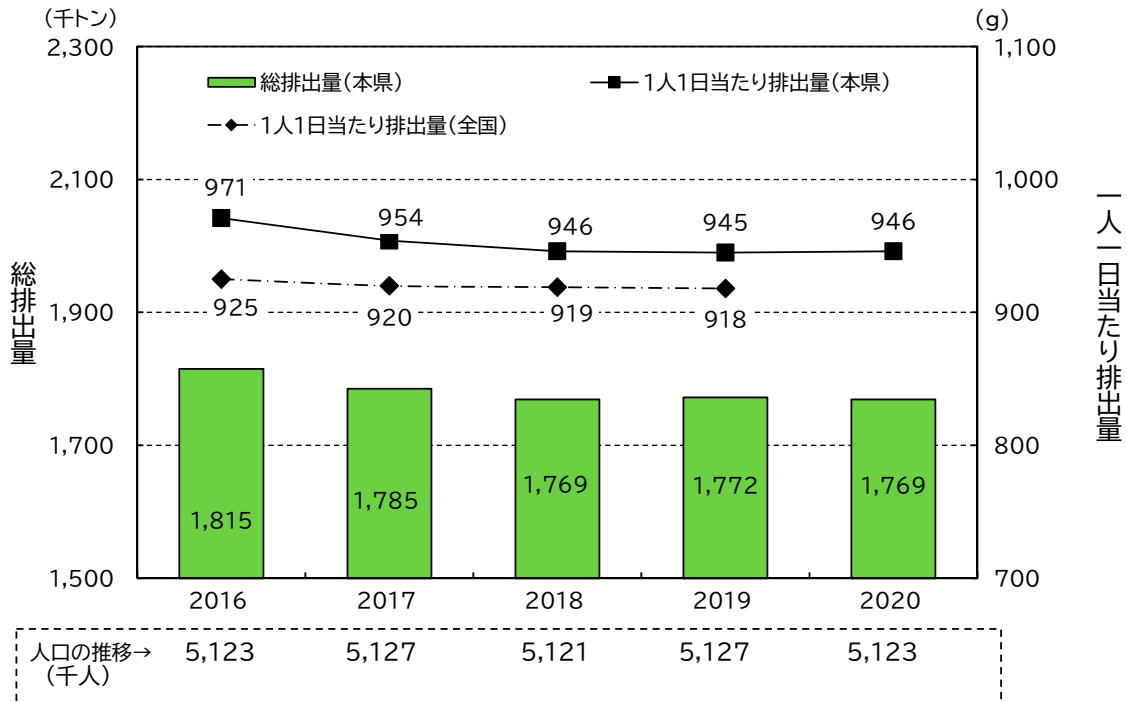
【出典】環境省「令和3年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」

柱4
社循環
会型



- 2020（令和2）年度の本県の一般廃棄物の総排出量は1,769千トンであり、県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量に換算すると946gとなっています。県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、近年、ほぼ横ばいとなっており、依然として全国平均を上回っているため、更なる減量に取り組む必要があります。

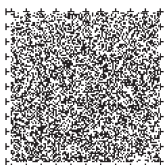
福岡県の一般廃棄物の総排出量、1人1日当たり排出量及び人口の推移



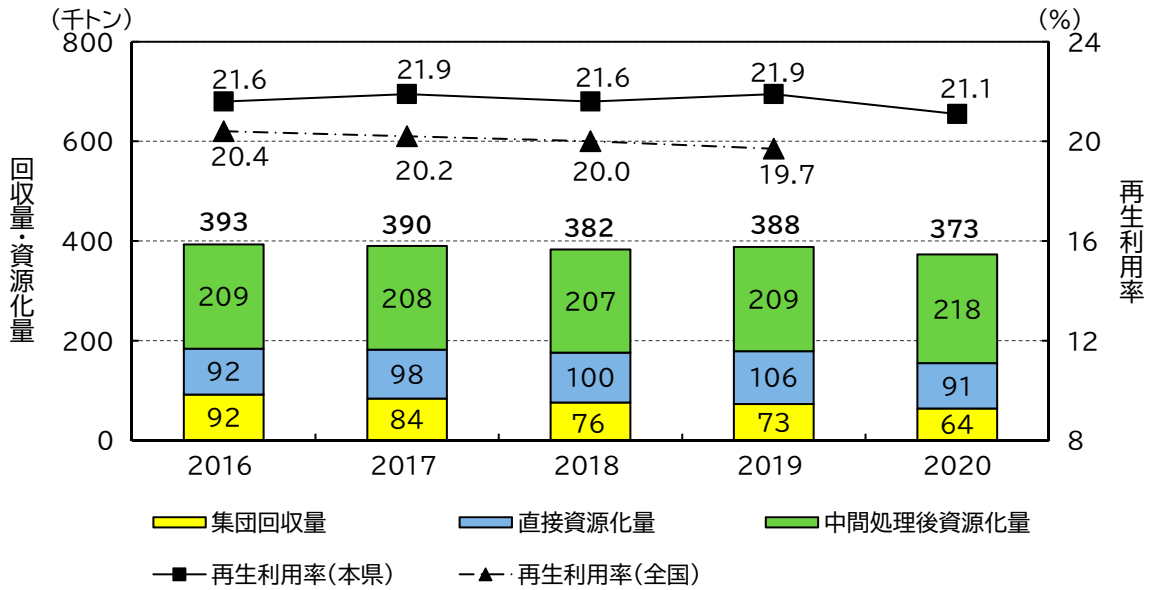
※災害廃棄物を含まない。

【出典】福岡県

- 2020（令和2）年度の本県の一般廃棄物の再生利用状況は、破碎等の中間処理をされた後の残さの資源化量が218千トン、市町村により回収された後に資源化された直接資源化量が91千トン、町内会や自治会等の地域の団体等により集団回収された後に資源化された集団回収量が64千トン、合計373千トンが資源化されており、これを総排出量（1,769千トン）で割った再生利用率は、21.1%となっています。再生利用率は、全国的にもほぼ横ばいで推移しています。



福岡県の一般廃棄物の再生利用率の推移



※災害廃棄物を含まない。

※総資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量 + 集団回収量

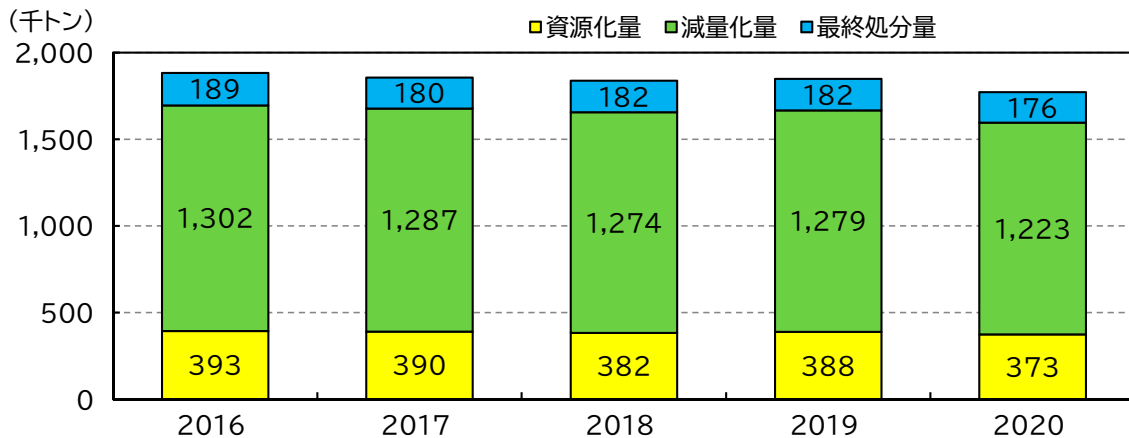
※再生利用率 = 総資源化量 ÷ 総排出量 × 100

※数値については、端数処理のため、合算した数値と合計値が異なる場合がある。

【出典】福岡県

- 2020（令和2）年度の本県の一般廃棄物の資源化量は373千トン、焼却等の中間処理による減量化量が1,223千トン、最終処分量が176千トンとなっています。

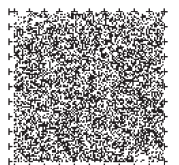
福岡県の一般廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量



※災害廃棄物を含まない。

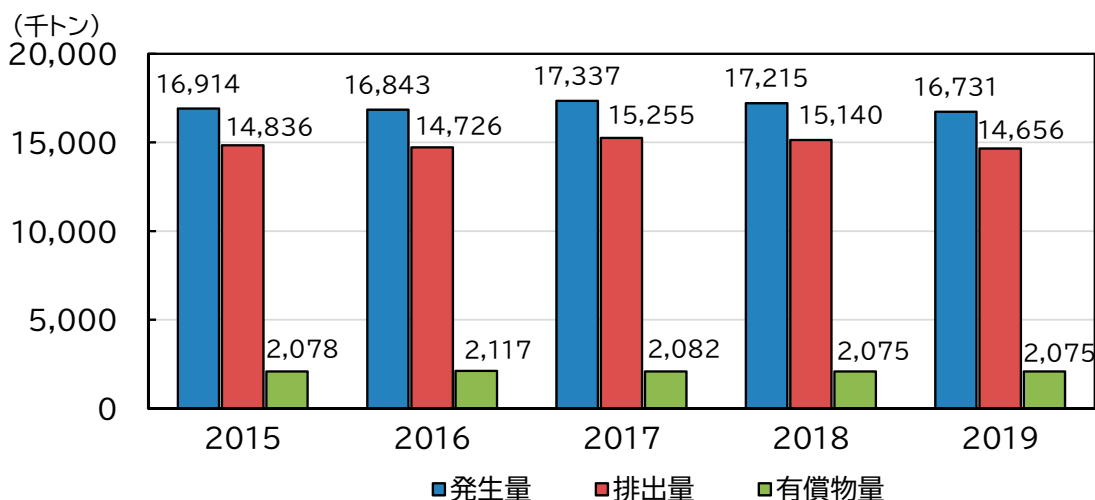
※民間事業者によってリサイクルされた一般廃棄物を総排出量に含めず、資源化量に参入している市町村があるため、資源化量、減量化量及び最終処分量の合計は、前ページの「一般廃棄物の総排出量」とは一致しない。

【出典】福岡県



- 2019（令和元）年度の本県の産業廃棄物の発生量 16,731 千トンから、他者に有償で売却された有償物量 2,075 千トンを除いた排出量は、14,656 千トンとなっています。近年は、ほぼ横ばいで推移しています。

福岡県の産業廃棄物の発生量、排出量及び有償物量の推移



【出典】福岡県

- 産業廃棄物の再生利用率については、実態として、その種類（特に汚泥と汚泥以外のもの）によって大きな差があることを踏まえ、本県では、福岡県廃棄物処理計画において、汚泥と汚泥以外の産業廃棄物の再生利用率の目標をそれぞれ定めています。

汚泥以外については、多くの品目で再生利用が進んでいますが、更なる資源の循環利用の観点から、再生利用の余地がある品目（廃プラスチック類等）の再生利用を促すことやリサイクル製品認定制度の取組を進めています。

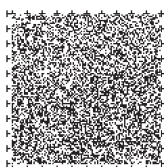
福岡県の産業廃棄物の再生利用率

区 分		2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績
再生利用率	汚泥以外	86%	87%	90%
	汚泥	10%	10%	9%

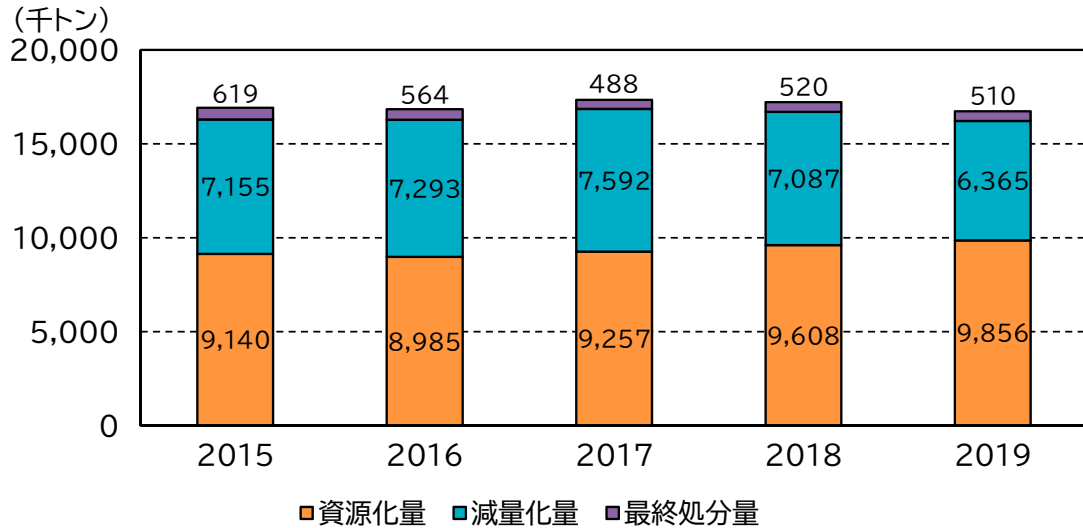
【出典】福岡県

- 2019（令和元）年度の産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量（16,731 千トン）のうち 6,365 千トン（約 38%）は、脱水、焼却等の中間処理により減量化されています。

また、発生量の約 59%に当たる 9,856 千トンは、セメント原料や建設資材、堆肥等として資源化されており、減量化量を合わせた資源化・減量化量は 16,221 千トン（約 97%）となっています。また、発生量の約 3%に当たる 510 千トンが最終処分されています。



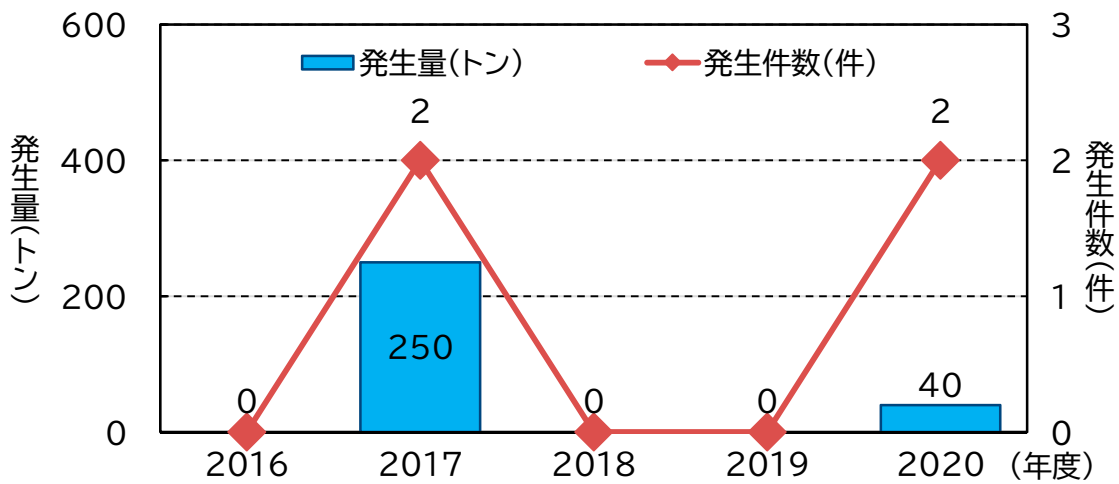
福岡県の産業廃棄物の資源化量、減量化量及び最終処分量



【出典】福岡県

- 不法投棄を始めとする産業廃棄物の不適正処理は、大規模な事案は減少傾向にあるものの、依然として発生しており、住民の処理業者等への不信任や生活環境への支障に対する不安の声は未だ消えておりません。処理業者や排出事業者による撤去等の改善が進められていますが、今後も不法投棄の防止を始めとする産業廃棄物の適正処理に向けた施策を推進することが必要です。

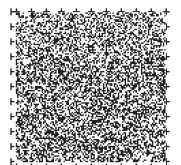
福岡県における産業廃棄物不法投棄等不適正処理の推移及び改善状況



改善状況	2016	2017	2018	2019	2020
		2件中2件改善中(2017~)			2件中2件改善中(2020~)

【出典】環境省「産業廃棄物不法投棄等実態調査」を基に福岡県作成

- プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されています。この中には、ごみのポイ捨てや不法投棄等に由来するものが含まれているため、沿岸地域だけではなく、陸域を含めた県民一人一人の理解を深める必要があります。



プラスチックの資源循環の促進や適正処理の推進については、2021（令和3）年6月に「プラスチック資源循環促進法」が成立し、プラスチック使用製品の設計から、プラスチック資源の収集・リサイクルに至るまで、あらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置を講じることとされています。

- PCB廃棄物・使用製品については、法律に定める期限までに適切に処理されることが必要です。
- 本県では、2017（平成29）年の「平成29年7月九州北部豪雨」以降、大規模災害に相次いで見舞われており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。
このため、引き続き市町村や関係団体等との連携を図りながら、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めることが必要です。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量

平成29年7月九州北部豪雨	約39,863トン
令和2年7月豪雨	約29,847トン

※ 令和2年7月豪雨における発生量は、令和3年9月末時点の推計量

施策の方向

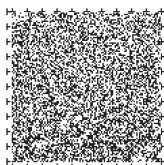
【限りある資源の効率的な利用】

持続可能な消費と生産を考えた取組（事業活動・消費活動）の推進

- 生産活動における省資源化、製品・建造物等の長寿命化等の天然資源の消費抑制、資源循環を考えたものづくりへの転換を、省資源によるコスト削減と環境への配慮の両面から啓発すること等により推進します。
- 県民・事業者による「3R」活動の推進、建設資材・生活関連リサイクル製品の利用促進により、「3R」に配慮したライフスタイルへの転換を図ります。
- 産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税する産業廃棄物税の収税を、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理の推進に関する施策に活用していきます。
- 製造・販売・消費の各段階で発生する食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）を削減するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、事業者・県民の意識啓発、フードバンク活動の普及促進、福岡県食品ロス削減県民運動協力店（愛称：食べもの余らせん隊）の登録促進に取り組みます。

【柱2にも掲載】

- 2020（令和2）年7月に策定した「ふくおかプラスチック資源循環憲章」に定めた「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」、「バイオプラスチック



等の代替品の適切な利用促進」等を中心に、プラスチックごみ削減の取組である「ふくおかプラごみ削減協力店登録制度」、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を活用し、プラスチック資源循環の促進に取り組めます。【柱1にも掲載】

- 本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会等を実施し、農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。また、排出量を削減するため、生分解性マルチシート等の導入を推進します。

【資源循環利用の推進】

各種リサイクル法に基づく取組の推進

- 容器包装、家電、食品、建設、自動車、小型家電の各種リサイクル法に基づく取組の徹底により3Rを推進していきます。

リサイクル製品の利用促進

- 建設資材を対象とした福岡県リサイクル製品認定制度の運用等により、公共事業を始めとして広くリサイクル製品の利用促進を図ります。
- 本県内で製造された生活関連用品を対象とした福岡県県産リサイクル製品（愛称：ふくくる）認定制度の運用等により、県での率先利用のほか、市町村、事業者、関係団体、県民等に対する積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

資源循環型まちづくりの推進

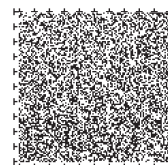
- 本県内に、北九州市及び大牟田市の2つのエコタウンが立地していることを活かしながら、県内全域で、地域の規模や資源の特性に応じた様々な地域循環圏の形成を目指し、地域から発生する未利用資源を地域において資源として活用する資源循環型のまちづくりを支援します。

各種バイオマスの利用促進

- 木質バイオマスのマテリアル利用やエネルギーとしての活用を促進します。
- 流域下水道における下水汚泥について、固形燃料化、緑農地利用、建設資材化、消化ガスの発電利用等、バイオマス資源としての特性を生かした有効利用を促進します。
- 廃棄物由来のエネルギー・熱回収について、中小企業への融資等により推進していきます。

福岡県リサイクル総合研究事業化センター

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいて、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システム



の研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進します。【柱1にも掲載】→30ページ 柱1重点プロジェクト

- 福岡県リサイクル総合研究事業化センターの研究成果を活用して、県内2つのエコタウンにおいて、それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の積極的な集積促進を図ります。

【廃棄物の適正処理による環境負荷の低減】

一般廃棄物の適正処理の推進

- 市町村等による処理施設の維持管理が適正に行われるよう、適宜、立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行います。
- 一人一日あたりに換算した場合に全国平均より多く排出されている事業系一般廃棄物¹について、市町村、事業者等と協力し削減に取り組みます。また、本県内で一般廃棄物の削減の取組が進んでいる市町村等の事例を紹介し共有する等、各地域におけるごみ削減の取組を促進します。
- 一般廃棄物処理に携わる職員の新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザ等の感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定める感染症）の感染防止対策の徹底や事業継続の確保に関し、市町村や関係団体へ周知を行います。
また、家庭でのごみの捨て方について、本県ホームページや市町村を通じ、住民や関係事業者に注意を呼びかけます。

海洋ごみに関する対策

- 本県の海洋ごみ（海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ：通称 海ごみ）は、海外から流れ着いたものだけでなく、ポイ捨てされたごみが河川を經由して流れ込んだものも多いことから、「福岡県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、ごみのポイ捨てや散乱の防止等、海ごみの発生抑制のための普及啓発を行います。
また、同計画に基づき、関係自治体や各団体と連携した海岸清掃活動、海岸管理者による回収・処理等に取り組みます。
- 2019（令和元）年度に立ち上げた、県と海岸を有する全ての市町で構成する「海岸漂着物対策推進連絡会議」において、海岸漂着物の回収に係る課題や対策について協議を行う等、県と市町と連携し、海岸環境の保全に取り組みます。
- 県が管理する海岸について、愛護意識の醸成と美化を図るため、海岸愛護活動を行うボランティア団体や企業等への支援を行います。【柱2、柱6にも掲載】→109ページ 柱6重点プロジェクト

¹ 事業系一般廃棄物：事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないもの。

産業廃棄物の適正処理の確保

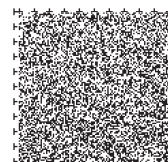
- 産業廃棄物については、排出抑制及び資源化・減量化を促進するため、排出事業者及び産業廃棄物処理業者への働きかけを強化します。
また、産業廃棄物の処理に係る全ての事業者の各段階で適正処理が進められるよう指導を強化し、不適正処理が疑われる場合には、早い段階での対応を図ります。
- 産業廃棄物の不適正処理の「早期発見・早期対応」を図るため、県内の安定型最終処分場の掘削調査を行い、必要な指導を実施します。
- 指導が累積している産業廃棄物処理業者等に対し、本庁及び保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施する等監視指導の強化に努めています。
また、産業廃棄物処理業者に関する情報を一元的に管理するシステムや赤外線カメラ搭載ドローンの活用、ウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラの導入による効率的・効果的な監視指導を行います。
- 産業廃棄物の処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づき周辺住民との紛争の予防を図ります。
また、処理業の許可については、廃棄物処理法に基づき厳正に審査を行うとともに、指導・監督を徹底していきます。
- PCB 廃棄物・使用製品については、国や関係団体等との緊密な連携により、事業者に対する働きかけを行い、確実な処理の推進を図ります。

廃棄物の不適正処理の防止

- 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、休日・夜間パトロールやヘリコプターを使用した空からのパトロールを実施するとともに、不法投棄場所を電子地図にマッピングし、不法投棄情報を蓄積・分析・共有する「福岡県不法投棄マッピングシステム」を活用し、効果的な監視ルートの設定や未然防止に取り組みます。

災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成

- 災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物処理体制の整備を進めるとともに、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。【柱2にも掲載】



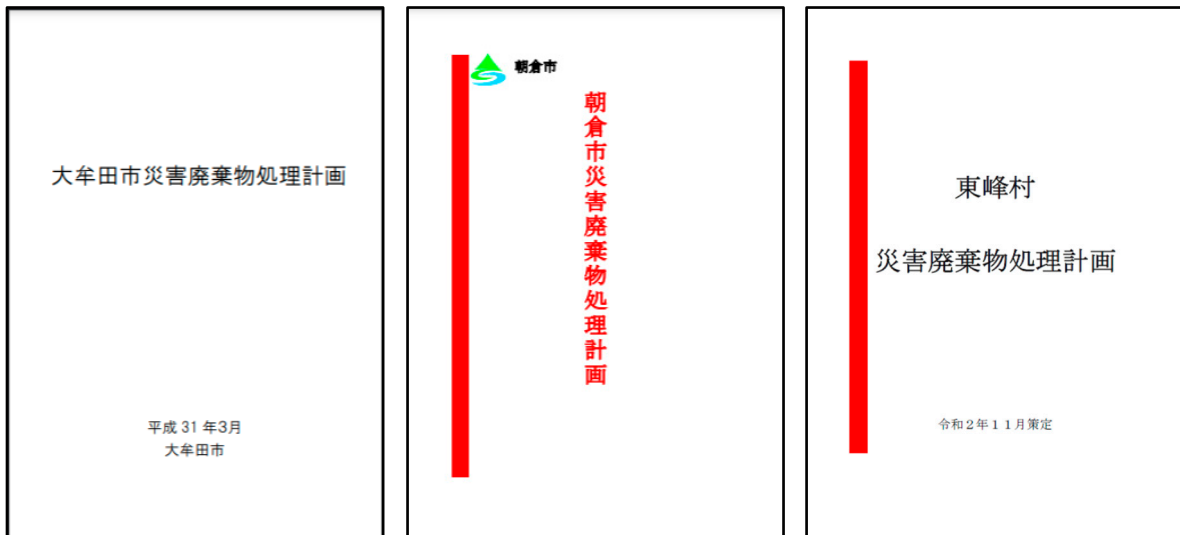
市町村災害廃棄物処理計画の策定 ～大牟田市、朝倉市、東峰村の取組～

大規模な災害が発生すると、建物被害によるがれきや使用できなくなった家財道具等の災害廃棄物が大量に発生するため、自治体においては、あらかじめ被災した場合を想定して災害廃棄物処理計画を策定することが重要です。本県内の各市町村においても2021（令和3）年度時点で半数以上の自治体が同計画を策定しています。

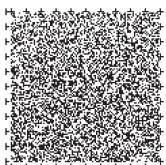
2017（平成29）年の豪雨災害で大量の災害廃棄物が発生した朝倉市では、災害廃棄物の処理経験を踏まえ、2020（令和2）年6月に「朝倉市災害廃棄物処理計画」を策定しました。また、同じく豪雨災害のあった東峰村でも、2020（令和2）年11月に「東峰村災害廃棄物処理計画」を策定しています。

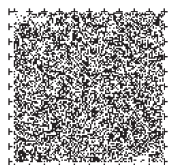
2020（令和2）年に豪雨災害に見舞われた大牟田市では、2018（平成30）年度に策定していた大牟田市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物が迅速に処理されました。今後も、同市の被害想定の見直し等の状況の変化に対応して、同計画の内容は適宜見直すこととしています。

災害廃棄物処理計画の策定・運用による災害廃棄物の速やかで適正な処理が、被災からのいち早い復旧・復興につながります。



各市・村が策定した災害廃棄物処理計画





未来のために、プラスチック削減!!

～プラスチック資源循環の促進～

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、漁業や観光への影響など、全世界的に様々な問題を引き起こしています。海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、県民、事業者、自治体など幅広い主体が一丸となって、プラスチックごみ対策を推進する必要があります。

→柱6重点プロジェクト「地域の力（ちから）で河川や海岸を美しく！」とも関連

取組の背景

プラスチックに係る問題として、近年は特に、海洋プラスチックによる生態系や海洋環境への影響が懸念されており、プラスチック資源循環の促進や適正処理の推進が求められています。

海岸に漂着したプラスチックを含む海ごみ



世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群
の構成資産である沖津宮遙拝所下の海岸

ふくおかプラスチック資源循環憲章

プラスチックごみ削減を県全体で進める2020（令和2）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定しています。

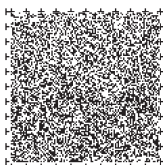
憲章では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」、「効果的・効率的で持続可能なりサイクル推進」、「バイオプラスチック等の代替品の適正な利用促進」の取組を中心に、できることから一つずつ実践し、プラスチックごみ問題の解決に向けて行動するよう定め、県民、事業者の取組を促進しています。



プラスチック削減啓発ポスター



ふくおかプラスチック資源循環憲章へのリンク



ふくおかプラごみ削減協力店

2020（令和2）年7月に、プラスチックごみ削減に取り組む事業者の登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設しました。協力店では、レジ袋削減、バイオプラスチック等のプラスチック代替品の利用促進、従業員・消費者への意識啓発などに取り組んでいます。

また、10月をプラスチックごみ削減の強化月間として、「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、事業者、県民への取組を促進しています。



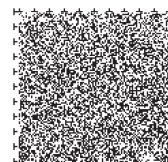
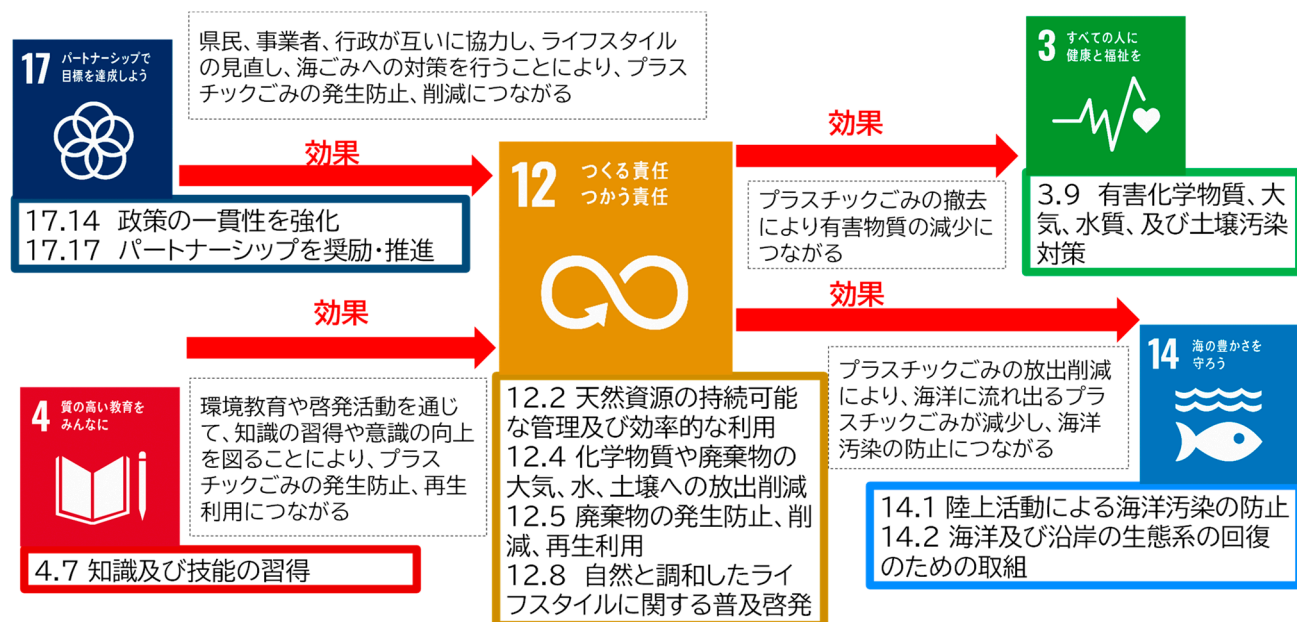
プラスチックごみ削減ロゴマーク

今後は、2021（令和3）年6月に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」も踏まえ、資源循環の促進や適正処理を一層促進していきます。



ふくおかプラごみ削減協力店
紹介 HP

SDGs ゴール・ターゲット関連図



重点的に推進するプロジェクト

「もったいない！」で考える、食品ロス削減 ～食品ロス削減の推進～

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品のことをい
い、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において、日常的に発生してい
ます。食品ロスを削減していくためには、各段階において、それぞれの立場で主体
的に取り組み、社会全体として対応していくことが必要です。

取組の背景

本県では、年間約 21.5 万トンの食品ロスが発生しています。県民意識につ
いては、県民の 90%以上が「食品ロス」について認知していますが、実生活
で食品ロス削減に取り組んでいる県民の割合は、約 60%に留まっています。

食品ロスの例



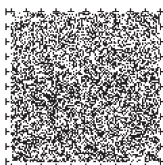
家庭での未利用食品



規格外品(折れ、傷、サイズ等)

福岡県食品ロス削減推進計画の策定

県民一人一人が食品ロス削減の必要性を認識した上
で、製造・流通、外食・販売、消費の各段階におい
て、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連
携して食品ロス削減を推進していく社会を目指すた
め、食品ロス削減推進法に基づき、2021（令和3）
年度に福岡県食品ロス削減推進計画を策定しました。



フードバンク活動の普及・促進

本県では、食品衛生上問題がない食品を、廃棄することなく食用とし、食品ロスの削減と食に困っている人への支援につながる、フードバンク活動の普及・促進を図っています。これまで、フードバンク活動ガイドラインの策定、（一社）福岡県フードバンク協議会への支援などに取り組んでいます。

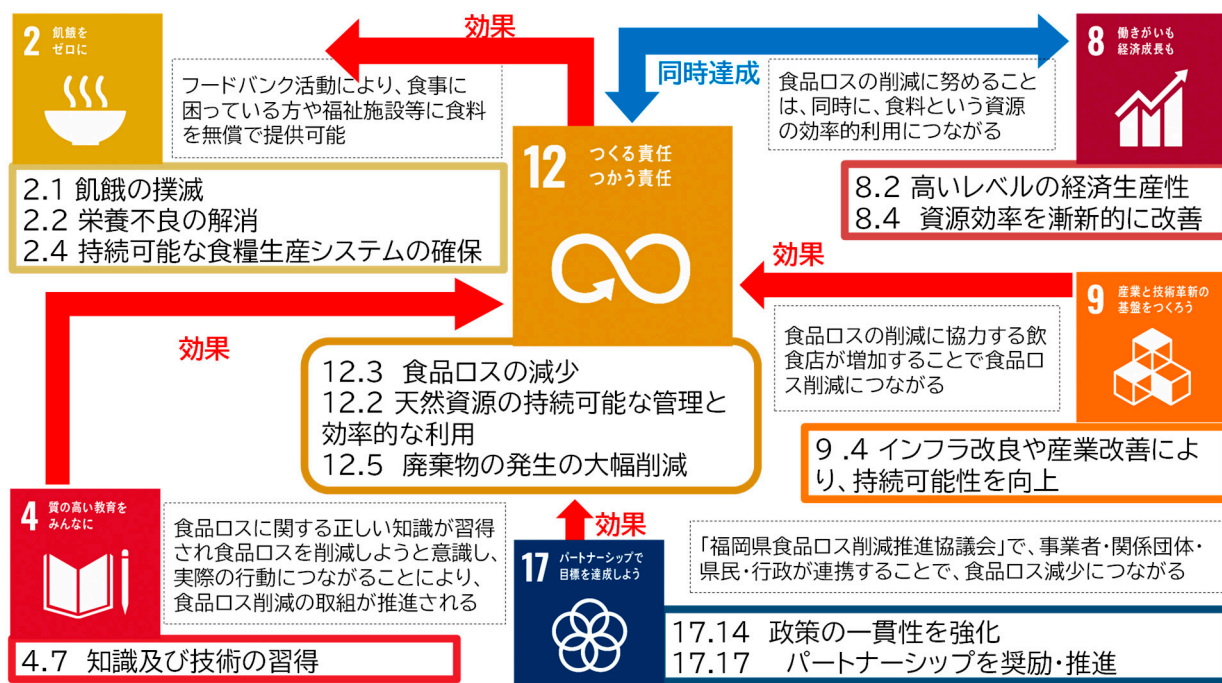
福岡県食品ロス削減県民運動協力店

本県では、飲食店や小売店での食品ロス削減を推進するため、食品ロス削減に取り組む店舗を「福岡県食品ロス削減県民運動協力店」（通称：食べもの余らせん隊）として、登録し、県民に周知することで、食品ロス削減に取り組む飲食店及び小売店の利用を促進しています。

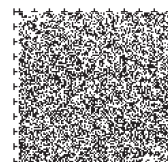


今後も、福岡県食品ロス削減推進計画に基づき、県民、事業者、関係団体及び行政が一丸となって、食品ロスの更なる削減を図っていきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図



柱4
社循環
環
会型



ICT を活用した産業廃棄物の監視指導強化

～ごみの不適正処理の未然防止、早期解決を図る～

本県では、産業廃棄物の不適正処理の未然防止及び早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査や本庁及び保健福祉環境事務所合同の立入検査、休日・夜間パトロールなどの実施により監視指導を強化しています。

これらに加え、ICT を積極的に活用し、より効果的な監視指導の実施に取り組んでいます。

1 ウェアラブルカメラ通信システムの導入

2020（令和 2）年度にウェアラブルカメラ（職員が装着し、立入現場を撮影するビデオカメラ）を活用した通信システムを導入し、システムを活用した立入検査等を実施しています。

立入検査の現場で職員が撮影した映像を、県庁や保健福祉環境事務所の執務室においてリアルタイムで確認できるため、職員間の情報共有が容易になるとともに、執務室で待機する熟練した職員による即時のサポートが可能となり、業者に対してより効果的な指導を行えるようになりました。

ウェアラブルカメラを使用した立入検査の様子



執務室で現場の状況を確認



立入現場を撮影

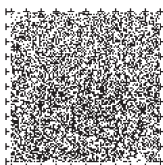
2 遠隔操作対応監視カメラの導入

2020（令和 2）年度に遠隔操作が可能な監視カメラを導入しました。

不適正処理がなされている現場の状況や、指導を行っている業者の履行状況を、県庁等の執務室にてオンライン上で監視し、設置現場の状況に応じた監視指導を行っています。



遠隔操作対応監視カメラ



3 ドローンの活用

赤外線カメラを搭載したドローンを導入し、産業廃棄物処理施設の立入検査等に活用しています。

上空から撮影した画像を専用ソフトで解析することで、廃棄物の保管量や埋立面積を正確かつ迅速に計測できます。また、赤外線カメラの機能により廃棄物の表面温度を感知する等により廃棄物の状況把握を行い、適切な指導を実施しています。



ドローンによる測量

4 「不法投棄マッピングシステム」の活用

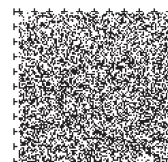
カメラのGPS機能を活用して、県で把握した不法投棄に関する情報を電子地図上にマッピングするシステムを運用しています。

GPS機能の活用により、従来は場所の把握が困難な山間部の事案についても速やかに場所を特定することが可能になりました。また、システムに登録された情報は県内市町村と共有し、不法投棄事案への早期対応を図っています。



柱4
社循環
会型

SDGs ゴール・ターゲット関連図



重点的に推進するプロジェクト

災害廃棄物処理計画に基づく自治体等との連携

大規模災害時には、多量の災害廃棄物が発生します。その際に発生する災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を実施するため、自治体や関係団体等との連携を図り、災害廃棄物処理体制の整備を一層進めます。

取組の背景

本県では、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」以降、大規模災害に相次いで見舞われており、その度に多量の災害廃棄物が発生しています。

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量

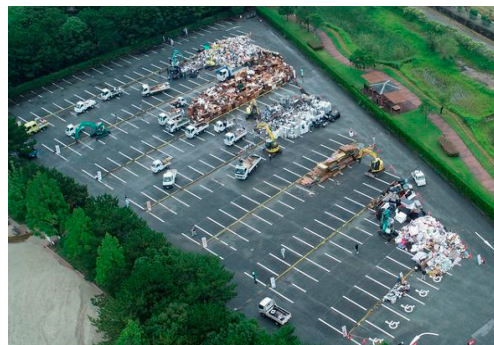
平成 29 年 7 月九州北部豪雨	約 39,863 トン
令和 2 年 7 月豪雨	約 29,847 トン

※ 令和2年7月豪雨における発生量は、令和 3 年 9 月末時点の推計量

近年の大規模災害における災害廃棄物の様子



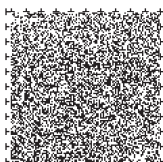
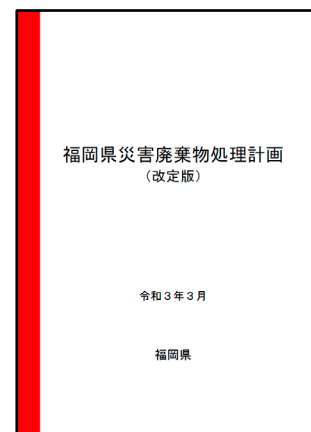
【平成 29 年 7 月九州北部豪雨】
朝倉市で発生した流木



【令和 2 年 7 月豪雨】
大牟田市内に設置された仮置場
(対象品目ごとに分別して搬入)

福岡県災害廃棄物処理計画の策定

災害の規模・状況に応じた的確に対応し、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、2016（平成 28）年 3 月に福岡県災害廃棄物処理計画を策定（2021（令和 3）年 3 月に改定）し、県ホームページで公開しています。



災害廃棄物処理のための連携の強化・人材育成

大規模災害で発生した災害廃棄物の迅速かつ適切な処理にあたっては、県域を越えた連携体制の構築が必要であることから、熊本地震等の経験を踏まえ、2017（平成29）年11月に九州・山口9県において災害廃棄物処理等について相互に支援するための協定を締結しました。

本協定に基づいて、「令和元年8月九州北部豪雨」では佐賀県、「令和2年7月豪雨」では熊本県の災害廃棄物の処理について支援を行いました。

また、本県は、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物関係事業者団体と災害廃棄物処理等の協力に関する協定も締結しています。

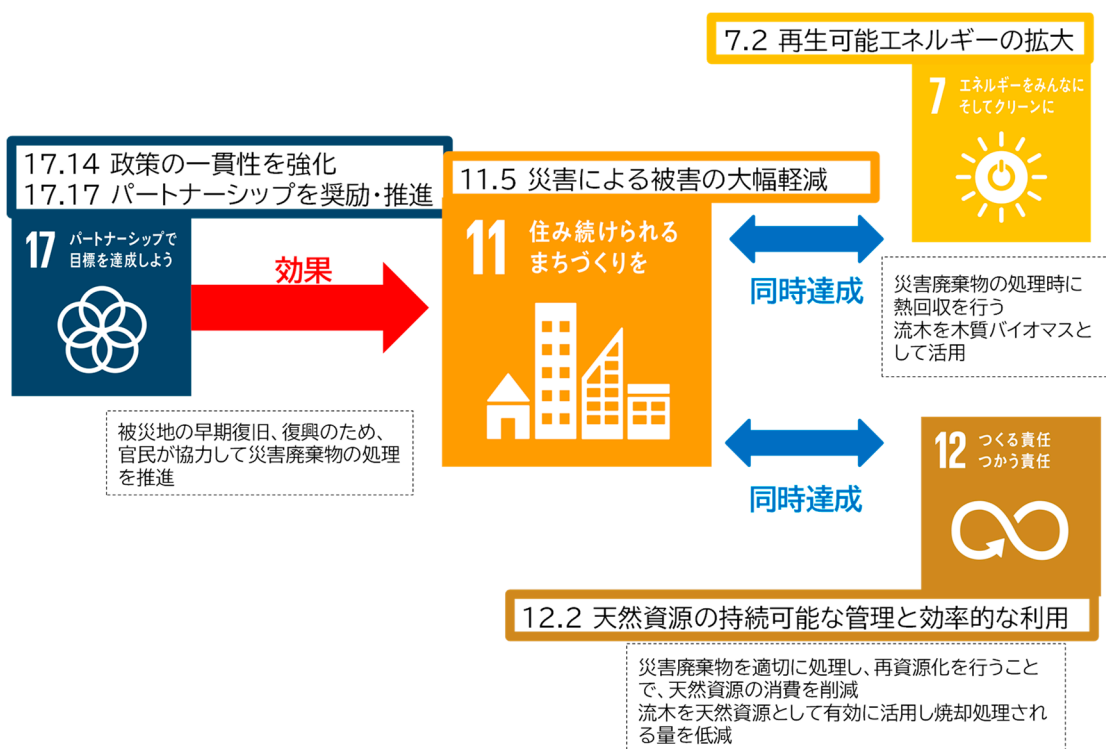
さらに、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

今後も災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を可能にするため、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、関係者間の連携の強化や人材育成に努めます。

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定の締結

締結先	協定の内容
九州・山口各県	職員の派遣、被災状況の把握、仮置場の管理・運営等、被災県が廃棄物処理等における初動対応として要請した事項に係る支援
公益社団法人福岡県産業資源循環協会	災害廃棄物（がれき等）の撤去、収集・運搬及び処分
福岡県環境整備事業協同組合連合会	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬及び処分
一般社団法人福岡県解体工事業協会	被災した建造物の解体及びそれに伴う災害廃棄物の撤去等
福岡県清掃事業協同組合連合会	災害廃棄物（がれき等）の撤去、収集・運搬及び処分

SDGs ゴール・ターゲット関連図



指標項目

柱	指標項目	目標	現状	備考
循環型社会の推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 2025(令和 7)年度	176 千トン 2020(令和 2)年度	2018(平成 30)年度(182 千トン)から 6%削減
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 2025(令和 7)年度	510 千トン 2019(令和元)年度	2018(平成 30)年度(520 千トン)から 1%増以内
	食品ロス削減県民運動協力店(食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 2026(令和 8)年度	1,192 店舗 2020(令和 2)年度	年間 50 店舗程度を登録

